

国立大学法人東京学芸大学会計規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成25年2月7日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規程第1号

国立大学法人東京学芸大学会計規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学会計規程(平成16年4月1日規程第43号)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大会計規程の一部改正について

改正理由：理事及び副学長の職務分担の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正				現 行			
〔省略〕 (会計機関) 第5条 本学の会計機関及びその職位並びに担当する事務の範囲は，別表第1のとおりとする。 〔省略〕  <u>附 則</u> <u>この規程は，平成25年2月7日から施行し，平成25年1月1日から適用する。</u>				〔省略〕 (会計機関) 第5条 本学の会計機関及びその職位並びに担当する事務の範囲は，別表第1のとおりとする。 〔省略〕			
<u>別表第1 (第5条関係)</u>				<u>別表第1 (第5条関係)</u>			
会計機関等		職 位	事務の範囲	会計機関等		職 位	事務の範囲
〔省略〕				〔省略〕			
資産管理職員	資産管理役	<u>事務局長</u>	不動産及び物品の管理に関すること。	資産管理職員	資産管理役	<u>副学長 (総務・財務担当)</u>	不動産及び物品の管理に関すること。